

標題

Bahamas 籍船に搭載される Immersion suits について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0635
発行日 2005 年 8 月 2 日

各位

この度、バハマ政府より当該国籍船に搭載される Immersion suits に関する BMA Information Bulletin No.76 が通知されましたので、次のようにお知らせ致します。

Res.MSC152(78)による SOLAS III 章 Regulation 32.3 改正により、全ての貨物船は乗組員全員分及びイマーシヨンスーツの設置場所から離れた場所で当直を行う人数分のイマーシヨンスーツを備えるよう規定されておりますが、当該規則に対する解釈がバハマ政府より下記の通り通知されました。

1. 各乗員に 1 つのイマーシヨンスーツを備える。それぞれのイマーシヨンスーツのサイズは各乗組員及びその他の乗員に対し適切であること。
2. イマーシヨンスーツは救命艇付近等 1 箇所又は数箇所、若しくは各居室に搭載する。船橋及び機関室は「イマーシヨンスーツの設置場所から離れた場所」とみなす。
3. 追加のイマーシヨンスーツを船橋及び機関室にそれぞれ最低 2 つ備える。機関室に 1 人の当直を置くような小型の船舶については、追加のイマーシヨンスーツを当該室に対して 1 つとすることができる。
4. 船橋及び機関室以外のイマーシヨンスーツの設置場所から離れた場所に備える追加のイマーシヨンスーツについては、本会の適当と認めるところによる。
5. 定期的に無人となる機関室に対して、当直を置くことを想定して、最低 2 つのイマーシヨンスーツを備える。ただし、昼間保守業務等で機関室に業務する乗組員はここにいる当直を行う者とはみなさない。
6. ばら積み貨物船を除く温暖な海域のみを航行する船舶についてはイマーシヨンスーツの搭載を免除できる。ここでいう温暖な海域とは、赤道から北緯 30° 及び南緯 30° の海域をいう。
7. 前 6.に掲げる船舶以外の船舶については、イマーシヨンスーツの搭載を免除することはできない。
8. イマーシヨンスーツは容易に接近できる場所に保管し、明確に標示する。保管場所は適切な状態で保管できるものとする。
9. 全ての乗組員はイマーシヨンスーツ及び救命胴衣の場所及び使用方法について精通する。訓練手引書、非常配置表および保守手引書は必要に応じ書き換えること。
10. 製造者の手引書および保守手順書はイマーシヨンスーツの適切な保守を確保するものであること。船舶管理者は MSC Circ.1047 及び MSC Circ.1114 を参照すること。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

Void